

平成29年9月1日

事業主 各位

関市長 尾関 健治
関商工会議所会頭 坂井 勇平
武儀地区商工会協議会会長 藤村 伸隆

平成29年度 関市商工業永年勤続優良従業員表彰に係る 被表彰者の推薦について（ご案内）

拝啓 初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関市商工業永年勤続優良従業員表彰式典を、下記の通り開催致します。

つきましては、同封の「関商工会議所 商工業永年勤続優良従業員表彰規程」に該当する従業員（原則として会社役員、同居の親族を除く）の方を、関商工会議所までご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、表彰を受けられる方は是非、表彰式典にご出席いただきたく、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、事業主様におかれましては、ご多用とは存じますが、ご出席いただきまして、従業員の方々の永年の労にご祝福くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 平成29年11月23日(木) (勤労感謝の日)
 - ・ 受付 午前8時30分 ~
 - ・ 式典 午前9時00分 ~ 午前10時00分
 - ・ アトラクション 午前10時00分 ~ 午前11時00分
(ビンゴ大会)
- 会場 アピセ・関 多目的ホール
関市平和通7丁目5番地1 (TEL: 24-6767)
- 推薦方法 同封の表彰規程をご覧いただき、該当者に関し推薦書に必要な事項をご記入し、該当者本人の記名、押印のうえ、申込書と併せてご推薦ください。
なお、推薦書が足りない場合は複写をお願いします。
- 申込期限 平成29年10月13日(金)
- 提出先
 - ・ 関商工会議所 (TEL: 22-2266)
 - ・ 関市東商工会 (TEL: 49-2661)
 - ・ 関市西商工会 (TEL: 46-3631)
- 主催 関市、関商工会議所、武儀地区商工会協議会

関市商工業永年勤続優良従業員表彰 申 込 書

平成 年 月 日

関商工会議所会頭
武儀地区商工会協議会長 様

住 所
ふりがな
推薦者 名 称
代表者名
電話番号 () ー 印

別紙推薦書の通り申込みします。

記

1. 被表彰者申込数	勤続10年表彰	人
	勤続20年表彰	人
	勤続25年表彰	人
	勤続30年表彰	人
	勤続35年表彰	人
	勤続40年表彰	人
	勤続45年表彰	人
	勤続50年表彰	人
	合 計	人
	(内表彰式典出席予定者	人)
	(※参考 従業員総数	人)
2. 事業主の表彰式典出席の有無	出席	・ 欠席

上記ご記入のうえ、推薦書と一緒に提出願います。

(様式第1号)

関市商工業永年勤続優良従業員表彰

推薦書

平成 年 月 日

関商工会議所会頭 様

住 所

推薦者 事業所名 印

代表者名

下記の者を勤続_____年表彰に推薦します。

ふりがな			
氏名	※住民票等の氏名を楷書体で記入願います	男 ・ 女	昭和・平成 年 月 日生 (年齢 歳)
住所			
職歴	昭和・平成 年 月 日 本事業所に就職 平成29年11月23日現在での勤続年数見込 (勤続 年)		
今までに受けた商工業永年勤続優良従業員表彰	有 ・ 無 (勤続 年表彰)		
推薦理由			
以上のとおり相違ありません。			
表彰式に _____出席 _____欠席 _____します。			
(該当者) 氏名 _____ 印 _____			
※本人の記名、押印をお願いします。			
《利用目的及び公開・配布先》 ご記入頂いた情報は、関市商工業永年勤続優良従業員表彰の審査、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、社名・個人名については、商工会議所会報、ホームページ、関市広報、新聞記事等で公開することがあります。			

関商工会議所商工業永年勤続優良従業員表彰規程

(目 的)

第1条 関市内の事業所又は商工団体（以下「企業」という。）に就職している従業員のうち、功績のある者を表彰することにより、定着性のある雇用の奨励ならびに勤労意欲の向上を図り、もって商工業の振興に資することを目的とする。

(表彰範囲)

第2条 同一企業に11月23日現在で、満10年、満20年、満25年、満30年、満35年、満40年、満45年及び満50年間勤務し、その勤務成績が優秀で他の従業員の模範となる者。

(表彰要件)

第3条 勤務年数には、関市内の勤務年数及び市外の支店、営業所等での勤務年数を通算する。表彰年数該当時に関市外に勤務している場合には、その後関市内に勤務となったときに表彰対象とする。ただし、関市内での勤務年数が全く無い場合は、表彰対象外とする。また、産前・産後休暇期間は勤務年数に含めるが、育児休業期間は勤務年数に含めないこととする。

(推 薦)

第4条 表彰範囲に該当する従業員を雇用している企業の代表者が、当該従業員について表彰を受けようとする場合には、様式第1号の推薦書に記入の上、関商工会議所会頭（以下、「会頭」という。）に提出する。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、会頭が決定し、関市長、会頭及び武儀地区商工会協議会長（以下、「商工会長」という。）が表彰する。

(表 彰)

第6条 表彰式は、11月23日に表彰状を授与して行う。この場合において、満30年以上勤務の被表彰者は、記念品の贈呈と併せて授与する。

(そ の 他)

第7条 この表彰規程に定めるものの他、必要事項は関市長と会頭及び商工会長が協議し定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から実施する。